第1章 計画策定の基本的事項

1 はじめに

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、我が国では、B型肝炎ウイルス 又はC型肝炎ウイルスの感染がその原因の多くを占めています。これらのウイルス感染 によるB型肝炎及びC型肝炎(以下「肝炎」という。)は、適切な治療を行わないと慢 性化し、より重篤な疾病である肝硬変や肝がんに進行するおそれがあるため、その対策 は喫緊の課題となっています。

国は、C型肝炎等緊急総合対策、都道府県肝疾患診療連携拠点病院の整備に続き、肝炎治療や肝炎ウイルス検査の促進、診療体制の整備などから成る肝炎総合対策を進めてきました。

群馬県では、平成 14 年度から肝炎ウイルス検査を保健福祉事務所(保健所)で実施しており、平成 20 年度に肝炎治療費等助成事業を開始して、肝炎患者等が治療しやすい環境を整えました。また、同年群馬大学医学部附属病院を群馬県肝疾患診療連携拠点病院に指定して医療連携体制の整備等の対策を推進してきました。

平成22年1月、肝炎対策基本法が施行され、肝炎患者等の人権の尊重や、良質かつ適切な医療の確保など、肝炎の克服に向けた施策を推進する基盤が整いました。平成23年5月には「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(以下「基本指針」という。)が策定され、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性が示されました。

本県では平成26年3月に、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎医療を提供する体制の確保、肝炎に関する正しい知識の普及を3つの柱とする「群馬県肝炎対策推進計画」を策定し、肝炎対策を強化してきました。群馬県肝炎対策協議会にて進捗管理に努めるとともに、患者等の意見も聴いて、ウイルス性肝炎重症化予防事業や肝炎ウイルス検査に係る各種制度を充実させてきました。

これらの取組により、肝炎の治療成績の向上や、患者支援の充実など一定の成果がみられる一方で、肝炎ウイルスの感染に気づかない者や肝炎ウイルス検査が陽性でも精密検査や医療を適切に受診しない者の存在など、多くの課題が残っています。このような状況の中で、肝炎患者等が早期に発見され、安心して治療を受けられる社会の構築を目指し、平成28年に基本指針が改正され、国、地方公共団体をはじめあらゆる関係者が連携して、肝炎対策のより一層の推進を図っていくこととなりました。また、B型肝炎ワクチンが予防接種法上の定期接種となり、より有効な感染予防も期待されています。

2 計画策定の趣旨

県では、平成 26 年3月に「群馬県肝炎対策推進計画」(平成 26 年度から平成 30 年度)を策定し、県、医療機関及びその関係者の連携により肝炎対策を推進してきたところです。

この度、肝炎対策の推進に関する基本的な指針が改正されたことを受け、1年前倒しで「第2次群馬県肝炎対策推進計画」を策定することとなりました。

本計画は、現状の評価に基づき、群馬県の肝炎対策の方向性を示して、肝炎患者等が早期に診断され安心して適切な医療を受けられる環境を整えるとともに、肝炎の罹患を減らすことを目的として策定するものです。

本計画では、肝炎の予防と正しい知識の普及、肝炎ウイルス検査の受検を促進、肝炎 医療を提供する体制の確保と患者等への支援を3つの柱とし、新たな感染の防止、さら

なる肝炎ウイルス検査の利便性の向上及び肝炎ウイルス検査陽性者を確実に医療につな げるフォローアップなど取組を一層強化する方針を示しています。

3 計画を推進するための3本の柱

(1) 肝炎の予防と正しい知識の普及

肝炎ウイルスに感染しても自覚症状が無いため、検査しなければ感染に気付かず、また感染が判明しても感染者が治療の必要性を理解していない場合が多くあります。そのため、早期発見、早期治療を促進するためには県民が肝炎に関する正しい知識を持つことが必要です。

県では、県民一人ひとりが自らの肝炎ウイルスの感染の有無を確認し、感染していた場合には早期に適切な治療が受けられるよう、肝炎の病態や治療に関する正しい知識を持つための、普及啓発や情報提供に積極的に取り組みます。

また、肝炎患者等の人権を尊重し、不当な差別がおこらないよう県民の理解促進を図ります。

(2) 肝炎ウイルス検査の受検を促進

肝炎ウイルスに感染しているか否かを検査以外の方法で判断することはできません。 そのため、全ての県民が肝炎は自らの健康や生命に関わる問題であることを認識し、 少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、結果を確認することが重要です。県では 更なる肝炎ウイルス検査の受検体制の整備及び受検の勧奨を推進します。

(3) 肝炎医療を提供する体制の確保と患者等への支援

全ての肝炎患者等が、住んでいる地域にかかわらず個々の病態に応じた適切で良質な 医療を継続して受けられることが重要です。

そのためには、かかりつけ医と肝疾患専門医療機関の連携が大切です。肝疾患診療連携拠点病院を中心に、肝炎診療のネットワークを構築し、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関をかかりつけ医や県民に広く周知し、適切な肝炎医療の確保を目指します。

4 計画の位置付け

本計画は、肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)第4条の規定に基づき策定する都道府県計画とし、同法に基づき厚生労働大臣が策定した「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(平成23年厚生労働省告示第160号平成28年6月30日改正)の内容を踏まえたものとなっています。

また、群馬県保健医療計画の個別実施計画としての役割を有するとともに、次に掲げる計画と整合を図って策定するものです。

「群馬県感染症予防計画」

「群馬県健康増進計画 元気県ぐんま 21」

「群馬県医療費適正化計画」

「群馬県がん対策推進計画」

5 計画の期間

平成30年度から平成34年度(2022年度)までの5年間とします。ただし、計画期間内であっても、必要に応じて計画を見直すこととします。

6 計画の進行管理

計画に定めた施策の実施状況等について、毎年度「群馬県肝炎対策協議会」に報告し、評価・検討を行います。

◎ 群馬県肝炎対策協議会

群馬県の肝炎対策を推進するため、行政、医療関係者、肝炎患者等の委員により本計画に定める事項その他の施策について検討を行います。